

# 駿河湾フェリーチャーター便を活用した旅行商品造成等支援金交付要綱

## 第1 趣旨

駿河湾観光交流活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、海上から雄大な富士山の眺望を楽しむことができる貴重な観光資源である駿河湾フェリーを活用し、環駿河湾地域を周遊する観光を促進して、同地域における交流人口の拡大及び地域活性化を図るため、駿河湾フェリーをチャーターする旅行会社等、企業等及び個人に対し、予算の範囲内において、支援金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

## 第2 定義

- (1) この要綱において「環駿河湾地域」とは、静岡市、下田市、伊豆市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町のことをいう。
- (2) この要綱において「旅行会社等」とは、日本国内に事務所を置く、以下の事業を営む事業者で、旅行業法に基づく登録を受けている者をいう。
  - ア 旅行業
  - イ 旅行業者代理業者
  - ウ 旅行サービス手配業
- (3) この要綱において「企業等」とは、日本国内に主たる事務所又は事業所を有する企業及び団体をいう。
- (4) この要綱において「個人」とは、日本国内に居住している者をいう。

## 第3 支援の対象

次に掲げる要件を全て満たす旅行であること。

- (1) 駿河湾フェリーのチャーター便（以下、「チャーター便」という。）であること。
- (2) 1回のチャーター便の運航における乗船人数が、40人以上であること。（停泊船の場合はその限りではない。）
- (3) 停泊船の利用は午後6時半以降かつ1回3時間までの利用とする。
- (4) 旅行の出発日が、本要綱の施行日から令和9年3月10日までに出発する旅行であること。
- (5) 催行実績の確認が可能であること

## 第4 支援金の額等

駿河湾フェリーのチャーターに要する経費とし、別表に掲げるとおりとする。

## 第5 交付の申請

支援金の交付申請をしようとする旅行会社等、企業等及び個人は、一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー（以下、「フェリー運航法人」という）とチャーター便の行程等に係る事前協議を経た上で、協議会に対し、フェリー運航法人を経由して旅行催行日の15日前までに、次に掲げる書類を提出する。

なお、企業等及び個人は旅行会社等を介して提出すること。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 行程表又は利用計画表
- (3) その他協議会が必要と認める書類

## 第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ協議会の承認を受けなければならないこ

と。

ア 交付申請書の内容の変更（支援金の額の20%以下の変更を除く。）をしようとする場合

イ 支援を受ける旅行を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 支援を受ける旅行が予定の期間内に完了しない場合又は旅行の催行が困難となった場合においては、速やかに協議会に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 支援金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 支援金の交付申請をしようとする旅行会社等、企業等及び個人は以下のアからオまでのすべてを満たすものであること。

ア 業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (ロ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (ニ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (ホ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (ヘ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 第7 変更の承認申請

第6の(1)の規定により協議会の承認を受けようとする場合には、次に掲げる書類をフェリー運航法人を経由して協議会に提出する

ア 変更承認申請書（様式第2号）

イ 変更行程表又は変更利用計画表

ウ その他協議会が必要と認める書類

## 第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第3号）

イ 参加者名簿

ウ 駿河湾フェリー利用証明書（様式第4号）

エ その他協議会が必要と認める書類

(2) 提出期限

旅行の全行程終了後、終了日から起算して10日を経過した日又は令和8年3月20日のいずれか早い日まで

**第9 請求の手続**

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第5号）

(2) 提出期限

支援金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

**第10 交付決定の取り消し**

協議会は、旅行会社等、企業等及び個人が次のいずれかに該当する行為をしたときには、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 支援金の交付の決定内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(2) 支援金の申請において、不正、虚偽又は要綱の目的に反する行為その他不適正な行いがあったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が支援金の交付について不相当と認めるとき。

**第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い**

支援対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に支援金所要額を支援対象経費で徐して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを支援金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該支援金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該支援金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を支援金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う支援金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該支援金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第6号）により速やかに協議会に報告するとともに、協議会の返還命令を受けてこれを協議会に返還しなければならないこと。

**附 則**

この要綱は、令和7年1月8日から施行し、令和6年度分の支援金から適用する。

この改正は、令和7年5月14日から施行し、令和7年度分の支援金から適用する。

この改正は、令和8年4月20日から施行し、令和8年度分の支援金から適用する。

別表 1

乗船人数	支援金の額
40名以上 60名以下	100 千円
61名以上 80名以下	150 千円
81名以上 99名以下	200 千円
100名以上	400 千円

別表 2（停泊船の場合）

乗船人数	支援金の額
制限なし	100 千円

(注)

- 1 天候や海況等により、チャーター便の運航ができなかった場合、やむを得ない事情を含むいかなる理由であっても支援金の対象とはならない。
- 2 旅行行程において、複数回のチャーター便を運航する場合、支援対象となるのは1回分のみとする。

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

駿河湾フェリーチャーター便を活用した旅行商品造成等支援金交付申請書

年 月 日

環駿河湾観光交流活性化協議会

会長 様

申請者 住所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

年度において駿河湾フェリーチャーター便を活用した旅行商品造成等支援金に係る旅行を催行したいので、支援金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 旅行商品名

2 催行日 年 月 日から 年 月 日まで

3 チャーター便運航日 年 月 日 時 分から 時 分まで

4 乗船(予定)人数 人

5 交付申請額

金額 円

(支援金所要額)

(支援金に係る消費税仕入控除税額)

(支援金額)

円 -

円 =

円

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人 (カナ)

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号(用紙 日本産業規格A4縦型)

駿河湾フェリーチャーター便を活用した旅行商品造成等支援金変更承認申請書

年 月 日

環駿河湾観光交流活性化協議会

会長 様

申請者 住所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号により支援金の交付の決定を受けた駿河湾フェリーチャーター便を活用した旅行商品造成等支援金に係る旅行の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

実績報告書

年 月 日

環駿河湾観光交流活性化協議会

会長 様

申請者 住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号により支援金の交付決定を受けた、駿河湾フェリーチャーター便を活用した旅行商品造成等支援金に係る旅行が終了したので、関係書類を添えて報告します

1 旅行商品名

2 催行日 年 月 日から 年 月 日まで

3 チャーター便運航日 年 月 日 時 分から 時 分まで

4 催行人数 人

5 交付申請額

金額 円

(支援金所要額)

(支援金に係る消費税仕入控除税額)

(支援金額)

円 -

円 =

円

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人 (カナ)

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

駿河湾フェリー利用証明書

年 月 日

当該ツアーが、当社施設を利用したことを証明する。

施設名	所在地 名称 担当者 電話	施設押印欄

旅行商品名	
旅行会社名	
チャーター便運航日	年 月 日 ( )
催行人数	人

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により支援金の交付確定（決定）を受けた駿河湾フェリー  
チャーター便を活用した旅行商品造成等支援金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

環駿河湾観光交流活性化協議会

会長 様

申請者 住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

第 号  
年 月 日

環駿河湾観光交流活性化協議会  
会長 様

申請者 住所  
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号により支援金の交付の決定を受けた駿河湾フェリーチャーター便を活用した旅行商品造成等支援金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- |                                       |   |   |
|---------------------------------------|---|---|
| 1 支援金の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等    | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等      | 金 | 円 |
| 4 支援金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）           | 金 | 円 |

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名